日時:平成30(2018)年10月19日(金)午後3時~午後4時40分

場所:市役所本館3階 第5会議室

出席者:河合企画財政部長(委員長)、艮企画財政部次長(副委員長)、阪本企 画課長(委員)、山魅力発信課長(委員)、石丸危機管理課長(委員)、寺西子育

て支援課長(委員)、坂本企画課長補佐(IT推進G)(関係者)

事務局:魅力発信課(藤田課長補佐、小林主任)

事務局

定刻になりましたので、ただいまより、第1回門真市ホームページリニューアル事業者選定委員会を開会させて頂きます。

本日はご多忙にもかかわらず、ご出席頂きありがとうございます。案件に入ります前に本日の資料について確認致します。

各座席に配付しております「次第」。

事前に配付しております8つの資料、

資料(1)「門真市ホームページリニューアル事業に係る公募型プロポーザル実施要領(案)」

資料(2)「門真市ホームページリニューアル事業仕様書(案)」

資料(3)「CMS 機能要件一覧表 (案)」

資料(4)「市の指定するデータセンター機能要件一覧表(案)」

資料(5)「移行ページ修正内容一覧表(案)」

資料(6)「企画提案書作成要領(案)」

資料(7)「審査実施要領(案)」

資料(8)「審査項目採点表(案)」

でございます。すべてお揃いでしょうか。

それでは、本日ご出席の委員の皆さまをご紹介致します。

企画財政部長の河合委員長でございます。

企画財政部次長の艮副委員長でございます。

企画財政部企画課長の阪本委員でございます。

企画財政部魅力発信課長の山委員でございます。

総務部危機管理課長の石丸委員でございます。

こども部子育て支援課長の寺西委員でございます。

続きまして、門真市ホームページリニューアル事業者選定委員会設置要綱第6条の規定により、関係者としてご出席頂いております、企画課IT推進グループ坂本課長補佐でございます。

続きまして、事務局を紹介させて頂きます。

企画財政部魅力発信課長補佐の藤田でございます。

企画財政部魅力発信課主任の小林でございます。

早速でございますが、議事に移らせていただきたいと存じます。 本日は委員6名がご出席されており、門真市ホームページリニュー アル事業者選定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、会議が 成立していることをご報告申し上げます。 また、同要綱第3条第2項の規定により、委員長は、企画財政部長の職にある者、副委員長は、企画課、財政課及び魅力発信課を担当する企画財政部次長の職にある者としており、議事進行にあたりましては同要綱第5条の規定により、河合委員長に議長をお願いしたいと思います。

それでは河合委員長よろしくお願い致します。

委員長

本委員会の所掌事務については、本委員会設置要綱第2条に定めるとおり「事業者の選定のため、必要な事項を調整審議し、事業者を選定すること」でございます。本日の第1回委員会では、「事業概要の説明」及び「プロポーザル実施要領及び仕様書等」について調整審議して頂きます。委員の皆さまよろしくお願い致します。

ではまず、会議の公開・非公開について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

本市審議会等の会議の公開に関する指針第3条により、会議の公開の基準が示されています。審議会等の会議は公開するものとするとありますが、第3条第2号により「門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報に関し、審議等を行う場合は、会議を公開しないことができるとされています。本委員会における審査に関しましては、公開することにより、参加事業者の競争上の地位、財産権、その他正当な利益を害する恐れがあることから、門真市情報公開条例第6条の不開示情報の第2号のア」の規定に基づき、非公開とすることが妥当だと考えます。

なお、本委員会の議事録は、市ホームページにて公開を予定していますが、各事業者の提案内容に関する部分に関して、会議の非公開と同様の理由により、記載しないものと考えます。

委員長

ただいまの説明について、質問・意見はございませんか。 (なし)

それでは、会議は非公開とし、議事録についても、各事業者の提 案内容に関する部分は記載しないことと決定します。異議はござい ませんか。

(なし)

それでは、案件(1)「事業概要の説明について」であります。事業の概要について、事務局から説明してください。

事務局

事業の概要について、ご説明します。

参考資料として、平成 31 年度事業提案書をご覧ください。本市のホームページにつきましては、平成 23 年度にリニューアルしてから6年が経過しています。この間、スマートフォンの普及や自治体の情報発信の考え方などの社会情勢の変化にともない、市ホームペ

一ジに求められるものが大きく変化しています。このことから、社会情勢の変化に対応しつつ、情報発信を強化していくため、市ホームページのリニューアルを行うこととしました。具体的には、スマートフォンやタブレットに対応した見やすい画面の表示や、災害発生時に速やかに災害用トップページに切り替える機能などを備えるとともに、専門的な技術がなくても更新できるようするなどして、将来にわたってコストを下げてまいります。スケジュールにつきましては、11月から12月にかけてプロポーザルによる事業者の選定を行い、来年10月末の公開を目指しています。事業者の選定におきましては、門真市ホームページリニューアル事業者選定委員会を要綱により設置し、本日委員の皆さまにご参集いただきました。詳細につきましては、案件2でご説明します。事業の概要につきましては以上です。

委員長

次は、案件(2)「プロポーザル実施要領及び仕様書等について」であります。各資料を順に、事務局から説明してください。

事務局

資料1の2ページをご覧ください。

時間の都合上、ポイントのみご説明しますので、不足な点がございましたら、後ほどご質問いただきますようお願いします。

まず、件名は「門真市ホームページリニューアル事業」です。

事業の目的は、先ほど申し上げた現状や課題を伝えたうえ、CMS (コンテンツマネジメントシステム) の導入やコンテンツの充実を図るため、市ホームページの全面的なリニューアルを行うものです。どのようなホームページにしたいかといった「目指すホームページ像」は仕様書に記載しています。事業期間は、構築と運用保守をあわせて5年間、60か月を想定しています。構築を11か月で行い、運用保守を残りの49か月としています。これは、2023年11月末までに構築にかかる費用を平準化して支払うことを意図したものであり、このあと直ちに新しいホームページにリニューアルするということではなく、運用保守を継続する場合は別途契約を締結します。構築は、平成30年度にホームページの設計、デザインを行い、残りを次年度に行います。

次に提案の上限額は、1975 万 8047 円です。この額は、消費税率が来年 10 月に上がることを踏まえて、市と事業者で解釈の違いが生じないよう、消費税込みの上限額を提示し、税込みの見積書を提出していただきます。

次に、契約方法で「リース会社を経由した三者間契約とすることも可とする」とあるのは、構築にかかる費用を一括ではなく分割として平準化させるにあたり、リース業を営まない事業者が参画できないことを防ぐため、希望する事業者は三者間契約を締結することを前提に参加できることを示しています。支払い方法は一括ではな

く、毎月払いとしています。

次に、参加資格において、本市の一般委託入札参加資格者として 大分類「情報処理」に登載されている者としています。ホームページの機能は日々進化するとともに、自治体ホームページは民間のものと違う特性があることを踏まえて、過去5年間に自治体に導入実績があることとしています。

次に、日本工業規格である JIS の等級をあげ、導入実績の質を指定しています。以下、入札参加停止措置、暴力団排除措置、地方自治法施行令で入札に参加できないとされている者、民事再生、会社更生などに関する所定の文言を書いています。

次に、スケジュールの予定を書いています。この委員会のあと、 事務局で再度文言を精査したうえ、起案を行い、10月31日の公募 開始を目指します。委員の皆さまに特に関係する日としては、書類 審査を行う一次審査を11月30日に、プレゼンテーションとデモン ストレーションを行う二次審査を12月19日にと考え、事前確認し たところ皆さまご都合が合いましたので、この日とさせていただき ます。時間につきましては、本日最後にご提案します。

次に、参加申し込み方法などを書いています。流れとしては、まず参加申し込みを受け付けたうえ、質問を受け付け、企画提案書を受け付けます。

次に、6ページをご覧ください。企画提案書の作成にあたっては、 資料6の別紙3「企画提案書作成要領」に詳しく書いていますので、 後ほどご説明します。見積書の作成につきまして、見積価格は消費 税も含んだ費用の総額を記載します。リースや代理回収の費用も含 めること、消費税率の適用時期についても明記しています。

優先交渉権者などの選定方法につきましては、一次審査、二次審査を行うこととしています。これにつきましては、資料7の別紙4「審査実施要領」に詳しく書いていますので、後ほどご説明します。結果は、2次審査を受けた者に郵送で通知し、優先交渉権者名などを市ホームページで公表します。

次に、8ページをご覧ください。留意事項として、失格や無効になる事項を書いています。また、9において、本契約が長期継続契約であることや予算の議会承認が関わることを伝えています。資料1に関わるものとして、参加申込書などの様式を添付しています。資料1の説明は以上です。

次に、資料2の仕様書についてご説明します。まず、基本理念として、大きく3つ挙げています。まず、1「ターゲットを明確にし、情報に速やかにたどり着くことができるサイト構成・デザイン」として、探している情報に誰でも速やかにたどり着くことができる、シンプルでわかりやすいサイトを構築します。次に、門真市のブランでメッセージを適切に伝えられるデザインとします。最後に、わかりやすく、質・量ともに満足できるサイトとします。

基本方針として8点あげています。

- 1 サイトの統合では、本体サイトと各課サイトの各課サイトとは、すくすくかどまっ子ナビを念頭に置いています。
- 7 災害対応では、災害情報を的確にいち早く掲載できる機能等の 提案を求めています。

次の4ページをご覧ください。契約期間やスケジュールについて書いています。5ページの移行対象ページ数として、おおむね2500ページという数量を書いています。現在、おおむね2450ページで、作業開始までにページ数が増えても対応できるようにしています。そのあとから、システム動作環境要件を書いています。5ページ最下段では、リニューアル後5年間の運用において、ページ数の増加などによる容量増加にも対応できることを要件としています。

7ページでは構築に関する基本要件を書いています。

8ページでは利用者の数を示し、同時ログインが 100 人に達する場合でも良好なレスポンスを求めています。

ユーザーの区分では、ページを作成・修正できる作成者を、現業職を除いた市職員数、承認者を所属長の人数、サイト管理者を魅力発信課の人数を反映しています。現時点の運用の考えについては、各課でページの原稿を入力していただき、所属長の承認後、魅力発信課で校正することを想定しています。リニューアル後の運用方法や将来の方法については、あらためて検討したうえ、調整してまいります。

機能要件は資料3の別紙2で示しています。

11 ページをご覧ください。コンテンツ作成では、2でカテゴリ別に表示できるイベントカレンダーの作成機能を求めており、すくすくかどまっ子ナビのカレンダー機能などが継承できるようにしています。トップページに関しましては、大規模災害時用のサブトップページを作成するよう求めています。

12ページをご覧ください。特別なページデザインの作成として、 すくすくかどまっ子ナビと新たにつくるシティプロモーションに 関するサイトは、主要ページとは異なるデザインとして特別に作る ことを想定しています。

14 ページをご覧ください。職員支援に関することとして、アクセシビリティガイドラインや操作マニュアル、作成者向け、承認者向けマニュアルを作成するとともに、操作研修会を行うよう求めています。また、17 ページで、運用支援として、毎年、研修を行うことを求めています。その他、納品するものや留意事項を書いています。資料2の説明は以上です。

資料3からについてご説明します。資料3では、機能要件一覧として、要求する事項を書いています。また、必須、加点とわけ、申請者自身で○△×を記入していただき、得点が算出できるようになっています。

資料4では、市の指定するデータセンターの機能要件を示しています。

資料5では、現在のページから移行する際に、そのまま移行させるのではなく、整理することを項目として列挙しています。

資料6では、企画提案書を作成するときの留意事項を示し、提案 書の構成を指定しています。

これにより、どのような観点を評価するのかを明らかにしています。

資料7では、審査の実施方法を定めています。

資料8では、審査項目、評価ポイント、評価基準、配点の案をご 提案しています。こちらは非公開資料になります。項目は、資料6 の提案書の構成と合わせています。

委員長

各資料の内容等に関しまして、意見等があればお願いします。 (意見交換)

それでは、委員の皆さまからの意見を基に事務局のほうで各資料 を加筆・修正して作成してください。できあがり次第、募集実施の 起案を行うことで、委員の皆さま、事務局もよろしいでしょうか。 それでは、本日の委員会は以上をもって閉会させていただきま す。ありがとうございました。